

1. 件名：福島第一原子力発電所における非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告に係る面談
2. 日時：令和5年6月29日（木）17時15分～18時15分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
松田室長補佐、佐藤室長補佐、新井安全審査官、元嶋専門職、横山係長  
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門  
浅野上席監視指導官  
福島第一原子力発電所規制事務所  
堀江原子力運転検査官（Web会議システムによる出席）  
東京電力ホールディングス株式会社  
原子力運営管理部 保守管理グループマネージャー（Web会議システムによる出席）  
他2名  
福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当1名（Web会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、福島第一発電所の所内共通ディーゼル発電機（B）の過給機の点検を実施したことから、その点検結果について資料に基づき以下の説明を受けた。

- 過給機のロータ軸中心から各タービンブレードワイヤ孔位置までの寸法を計測し、隣り合うタービンブレードワイヤ孔位置の差を測定した結果、継続使用可否判定フローの第一判定である設計上の最大孔位置ずれが左側0.20mm、未右側0.23mmであることを確認した。その結果、点検フローの第一判定を超えていないことを確認した。
- 今後、福島第一原子力発電所で未点検である所内共通ディーゼル発電機（A）、5号機非常用ディーゼル発電機（B）及び6号機非常用ディーゼル発電機（A）について点検が終了し次第順次原子力規制庁に報告を行う。

○原子力規制庁から、東京電力に対し以下のコメント等を伝えた。

- 原子力運転検査官に説明の際、位置ずれの寸法の測定方法などの情報について説明すること。

#### 6. その他

資料：

- 非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果について

- 各プラントの水平展開実施計画及び実績
- 参考資料-1 柏崎刈羽原子力発電所 1号機非常用ディーゼル発電機（B）の過給機軸固定について【概要版】
- 参考資料-2 柏崎刈羽原子力発電所 1号機 非常用ディーゼル発電機（B）の異常に掛かる東京電力ホールディングス株式会社からの報告に対する評価及び今後の対応について

以上